

諫早市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月30日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度（1月～2月実施分）定期監査結果報告

1 監査の対象

建設部 : 緑化公園課、都市政策課、開発支援課、建築住宅課
健康福祉部 : 福祉総務課、高齢介護課

※監査の対象年度：平成30年度

2 監査の期間

令和2年1月7日（火）から令和2年2月14日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、都市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正に行われているかを審査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

また、監査の際の軽微な注意事項については、関係職員に対し口頭でその改善を求めた。

【建設部 緑化公園課】

○ 公園地使用料の減免事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」（11）減免の決定のうち減免基準によるもので、あらかじめ基準適用の決裁を受けたものは課長、上記以外のは部長と規定されているが、津久葉公園の公園地使用料の減免の決裁がなされていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な公園地使用料の減免事務の執行に努められたい。

○ 公園地使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市緑化公園条例施行規則第11条によると、使用料を徴収する場合において、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合（使用の期間が1年以下の場合を除く。）においては、初年度分については許可の際に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収するものとする規定されているが、規定どおりに納入されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な公園地使用料の徴収事務の執行に努められたい。

【健康福祉部 高齢介護課】

○ 物品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、未記載のものがあり、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な物品の管理に努められたい。

(2) 次の課においては、指摘事項等は見受けられなかった。

建設部 : 開発支援課

健康福祉部 : 福祉総務課